議員提出議案第1号

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和2年3月27日提出

提出者	中間市議会議員	柴田	広辞
賛成者	IJ	中野	勝寛
IJ	IJ	植本	種實
IJ	IJ	小林	信一
IJ	IJ	堀田	克也
IJ	IJ	柴田	芳信
IJ	<i>II</i>	中尾	淳子

[提案理由]

市の機構改革に伴い改正するものである。

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

中間市議会委員会条例(昭和 42 年中間市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。 第 2 条第 2 項総合政策委員会中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前		
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)		
第2条 (略)	第2条 (略)		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
総合政策委員会 6人	総合政策委員会 6人		
	(1) 市長公室の所管に属する事項		
<u>(1)</u> 総務部の所管に属する事項	<u>(2)</u> 総務部の所管に属する事項		
<u>(2)</u> 教育委員会の所管に属する事項	<u>(3)</u> 教育委員会の所管に属する事項		
<u>(3)</u> 議会事務局の所管に属する事項	<u>(4)</u> 議会事務局の所管に属する事項		
<u>(4)</u> 監査委員の所管に属する事項	<u>(5)</u> 監査委員の所管に属する事項		
<u>(5)</u> 選挙管理委員会の所管に属する事項	<u>(6)</u> 選挙管理委員会の所管に属する事項		
<u>(6)</u> 会計課の所管に属する事項	<u>(7)</u> 会計課の所管に属する事項		
<u>(7)</u> 他の常任委員会の所管に属しない事項	<u>(8)</u> 他の常任委員会の所管に属しない事項		
市民厚生委員会 6人	市民厚生委員会 6人		
(1) 市民部の所管に属する事項	(1) 市民部の所管に属する事項		
(2) 保健福祉部の所管に属する事項	(2) 保健福祉部の所管に属する事項		
(3) 市立病院の所管に属する事項	(3) 市立病院の所管に属する事項		
産業消防委員会 5人	産業消防委員会 5人		
(1) 建設産業部の所管に属する事項	(1) 建設産業部の所管に属する事項		
(2) 農業委員会の所管に属する事項	(2) 農業委員会の所管に属する事項		
(3) 環境上下水道部の所管に属する事項	(3) 環境上下水道部の所管に属する事項		
(4) 消防本部の所管に属する事項	(4) 消防本部の所管に属する事項		